破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１３１７号
福岡市中央区春吉１丁目９番６号
破産者　脇田　将嗣
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５７７号
福岡市博多区博多駅南２丁目17番14号―706、住民票上の住所福岡市博多区博多駅東２丁目４番14号
破産者　武内　克博
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５９９号
福岡市南区井尻２丁目28番６―301号、開始決定時の住所福岡県太宰府市朱雀１丁目６番６―302号
破産者　居倉　博和
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７１９号
福岡県筑紫野市大字西小田258番地
破産者　黒木伊津子
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２１６号
長野市大字下駒沢2222番地４　さいわい荘12号
破産者　小林　澄子
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５２号
静岡県焼津市石津港町48番地の20　アーバンオアシスＢ―101、開始決定時の住所静岡県焼津市田尻782番地の６
破産者　リム　プレシーラ　アナク
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５３号
静岡県焼津市石津港町48番地の20　アーバンオアシスＢ―101、開始決定時の住所静岡県焼津市田尻782番地の６
破産者　リム　ローレンス　デイヴ　アナク
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５９５号
福岡市博多区冷泉町６番５―901号
破産者　森岡　洋史
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４１５号
福岡市早良区荒江２丁目７―35―401、住民票上の住所福岡県糸島市井原578番地１
破産者　田中　光彦
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２４号
福岡市南区大平寺１丁目17番５―104号
破産者　古川　卓摩
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１４８号
札幌市厚別区厚別中央１条３丁目４番19号12号
破産者　佐々木久惠子
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７９０号
札幌市清田区清田７条３丁目12番６号　メイユール喜寿Ｆ２―202号
破産者　佐藤美紀子
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３９号
神奈川県相模原市緑区町屋１丁目22番６号　センターコートＩ　201、開始決定時の住所茨城県かすみがうら市下稲吉2645番地110
破産者　矢口　浩志
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１５３号
茨城県土浦市中貫1409番地２
破産者　大貫　太郎
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１６５号
茨城県土浦市真鍋新町１番10―404号　ソラーナ土浦、前住所茨城県土浦市港町２丁目２番19―605号
破産者　長谷川正明
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第３３９号
埼玉県八潮市大字八條1567番地　八潮団地28号棟505号室
破産者　大川　眞一
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４１５号
千葉県松戸市中根115番地の６　プロムナード北松戸４―1404
破産者　鈴木　義幸
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４１６号
埼玉県草加市高砂１丁目８番16―703号
破産者　鈴木　誠一
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係